

## 年金額回復の具体的事例

平成22年2月8日から12日までに全国の年金事務所で行った年金額試算において増加年金額が大きい10ケースについて取りまとめたもの

番号	年齢	性別	増加年金額 (年額)	年金額(年額)		概要	年金額回復の経緯	(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算(※)
				回復前	回復後			
1	83歳	男	824,400円	2,691,100円	3,515,500円	厚生年金の標準報酬月額の見直しによる記録訂正	○社会保険事務所の相談窓口をご本人が訪れ、厚生年金記録で標準報酬月額が低い部分があるので調べて欲しいとの申出、ご本人申出された会社名、勤務期間の被保険者台帳と照合したところ、ご本人が申出た期間の厚生年金の記録に長期間にわたり標準報酬月額の収録誤りがあることが判明し、収録が誤っていた期間の標準報酬月額記録を訂正し、記録を正しく整備した。  ○標準報酬月額が誤っていた期間(約16年間)は、実態より低額の標準報酬月額で収録されていたため、年金額が実態より低額に計算されていた。	約1,940万円
2	62歳	男	795,500円	1,238,300円	2,033,800円	回復前の厚生年金加入期間524月に4月を追加。	○黄色便(旧姓情報と未統合記録の突き合わせにより、氏名、生年月日等が一致した方にお送りするお知らせ)の回答票が社会保険業務センターから回付され、回答票に漏れがあると記載されていた勤務期間(会社名の記載なし)により調査したところ、ご本人のものと思われる厚生年金の記録が確認でき、ご本人に電話による会社名の確認を行ったところ、会社名を思い出していただき、ご本人の厚生年金の記録と判明し、記録を統合した。  ○統合前の厚生年金の加入月数524ヶ月では、60歳から61歳まで期間の特別支給の老齢厚生年金は、報酬比例部分のみの支給であるが、4月の厚生年金の加入期間が統合され528月(44年)となったため、厚生年金の加入期間が528月(44年)以上あり退職している方に適用される「長期加入者特例」に該当することとなり、60歳まで遡って定額部分も支給されることとなった。併せて、報酬比例部分についても年金額が4月分増額されることとなった。	約240万円
3	89歳	男	740,300円	1,332,200円	2,072,500円	回復前の厚生年金加入期間267月に157月を追加。	○ねんきん特別便(名寄せ便)のフォローアップ対象者であるご本人に数回にわたり連絡を実施し、ご本人の記憶により職歴をたどっていただき、会社名、所在地を思い出していただいたところ、ご本人の記憶と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約2,140万円
4	81歳	男	739,400円	2,360,700円	3,100,100円	回復前の厚生年金加入期間438月に29月を追加。	○ねんきん特別便(名寄せ便)の回答票をご本人が持参し相談窓口に来所、ご本人の申出の会社名、勤務期間により確認したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明したが、判明した記録と基礎年金番号に登録されている記録に重複する期間があるため、紙台帳(マイクロフィルム)の記録を確認したところ、基礎年金番号に登録されている一部の期間の標準報酬月額に誤りがあることが判明し、標準報酬月額を訂正し記録を統合した。	約1,740万円

5	81歳	女	676,600円	339,100円	1,015,700円	回復前の厚生年金加入期間219月に30月を追加。(遺族厚生年金受給者)	<p>○夫の死亡により遺族厚生年金を受給されているご本人からねんきん特別便(名寄せ便)の回答票が送付され調査したところ、ご本人から申出のあった夫(故人)の勤務していた会社名、所在地、勤務期間と一致した厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。</p> <p>○なお、厚生年金の記録30月が統合され合計が249月となったことから、厚生年金の期間が240月以上ある方が死亡した場合に遺族厚生年金に加算される経過的寡婦加算額594,200円が加算されるとともに、遺族厚生年金の年金額が82,400円(年額)増額した。</p> <p>○また、この遺族厚生年金の増額のほか、故人が受給されていた旧法厚生年金老齢年金の年金額109,900円の増額と厚生年金の期間が240月ある方に配偶者がいる場合に支給される加給年金227,900円を受けられることとなり、ご本人に夫(故人)の未支給分の年金(一時金)が支払われることとなる。</p>	<p>遺族厚生年金 約1,730万円</p> <p>厚生年金老齢年金 (未支給分) 約210万円</p>
6	故人	男	629,900円	430,000円	1,059,900円	回復前の厚生年金加入期間82月に115月を追加。	<p>○ご本人(故人)の死亡により遺族厚生年金を受給されているご本人の妻からねんきん特別便(名寄せ便)の回答票が送付され調査したところ、ご本人の妻から申出のあった夫(故人)の勤務していた会社名、所在地、勤務期間と一致した厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。</p> <p>○この厚生年金の記録115月の統合により、ご本人(故人)が生前受給されていた旧法通算老齢年金の年金額の増加額629,900円(年額)増加し、ご本人の死亡により遺族厚生年金を受給されている妻に未支給分の年金(一時金)が支払われることとなる。</p> <p>○また、厚生年金の記録115月が統合されたことで、ご本人の妻が受給されている遺族厚生年金の年金額が198,400円(年額)増額した。</p>	<p>通算老齢年金 (未支給分) 約1,190万円</p> <p>遺族厚生年金 約260万円</p>
7	83歳	女	612,200円	984,000円	1,596,200円	回復前の厚生年金加入期間180月に195月を追加。	<p>○ねんきん特別便(全員便)に記載されていない勤務していた会社の期間があると回答票をご本人が持参し相談窓口を訪れ、ご本人の申出の会社名、所在地、勤務期間により調査したところ、申出の会社に勤務していた期間とは別にご本人のものと思われる二つの年金手帳番号が確認でき、ご本人にこの二つの会社名等を確認したところ、記録と一致したことからご本人の厚生年金の記録であることが判明し、記録を統合した。</p>	<p>約1,750万円</p>
8	82歳	男	561,800円	1,702,200円	2,264,000円	回復前の厚生年金加入期間279月に99月を追加。	<p>○ねんきん特別便(名寄せ便)のフォローアップ対象者であるご本人に電話連絡し、ご本人の記録と思われる期間について会社名、所在地、勤務期間を確認したところ、記録とご本人の申立が一致し、ご本人の厚生年金の記録であることが判明した。後日、ご本人からねんきん特別便の回答票に今回判明した会社名等を記載した回答票の提出を受け、記録を統合した。</p>	<p>約1,320万円</p>
9	79歳	女	549,300円	683,800円	1,233,100円	回復前の厚生年金加入期間0月に120月を追加。(退職共済年金及び老齢基礎年金受給者)	<p>○ねんきん特別便(全員便)の回答票に「もれがある」と記載した回答票を持参しご本人が相談窓口を訪れ、ご本人の申出の旧姓、会社名、所在地、勤務期間により調査したところ、申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。</p>	<p>約1,570万円</p>

10	80歳	女	529,700円	1,283,100円	1,812,800円	回復前の厚生年金加入期間288月に122月を追加。	○ねんきん特別便(全員便)の回答票が社会保険庁業務センターから回付され、回答票に「もれがある」と記載されていた会社名、所在地、勤務期間、旧姓により加入期間について調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、氏名を変更し記録を統合した。	約1,510万円
----	-----	---	----------	------------	------------	---------------------------	---	----------

## 年金記録が回復した経緯別内訳(今回の10事例)

ねんきん特別便(名寄せ便)	5件 (事例 3、4、5、6、8)
ねんきん特別便(全員便)	3件 (事例 7、9、10)
黄色便(旧姓情報を活用したお知らせ)	1件 (事例 2)
グレー便(旧台帳記録を活用したお知らせ)	0件
その他(厚生年金保険加入期間照会申出書)	1件 (事例 1)
フォローアップ(電話・文書・訪問)対象事案	2件 (事例 3、8)

(注1) 本表は、上記期間において全国の年金事務所で行った年金額試算における増加年金額(年額)の上位10ケースについて事例概要、年金額回復の経緯を取りまとめたもの

(注2) ※の「(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算」は、基本的に各ケースの受給開始年齢から65歳時点の平均余命(男性+18.6歳、女性+23.6歳)までの期間(この平均余命を超えているケースは現在年齢までの期間、すでに死亡されているケース(未支給分)は死亡時までの期間)について受給すると仮定して機械的に計算した金額であり、実際に支払われる差額ではない(実際には、在職や雇用保険受給による支給停止等や物価スライドがあるが、これらによる支給額の変動は考慮していない)